

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
**実用新案登録第3141506号**  
**(U3141506)**

(45) 発行日 平成20年5月8日(2008.5.8)

(24) 登録日 平成20年4月16日(2008.4.16)

(51) Int.Cl. F 1  
**A 4 7 C 9/00 (2006.01)** A 4 7 C 9/00 A  
**A 4 5 C 3/00 (2006.01)** A 4 5 C 3/00 U

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 実願2008-966 (U2008-966)  
 (22) 出願日 平成20年2月22日(2008.2.22)

(73) 実用新案権者 596080307  
 株式会社ノムラテック  
 大阪府大阪市生野区巽西4丁目4番26号  
 (74) 代理人 100078101  
 弁理士 綿貫 達雄  
 (74) 代理人 100085523  
 弁理士 山本 文夫  
 (74) 代理人 100154461  
 弁理士 関根 由布  
 (72) 考案者 野村 良男  
 大阪府大阪市生野区巽西4丁目4番26号  
 株式会社ノムラテック内

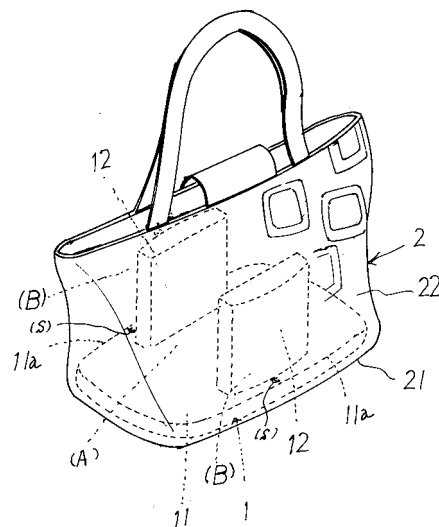
(54) 【考案の名称】 手提げ袋兼用正座椅子

(57) 【要約】

【課題】 手提げ袋として使用する場合に小物を区分けして収納できる手提げ袋兼用正座椅子を提供する。

【解決手段】 長形状の座板部 11 の下面に脚板部 12、12 を該座板部 11 の長手方向の対向する辺 11 a、11 a の内側に該辺 11 a、11 a との間に間隙 (s) を設けたうえ長手方向の中央部に位置するように垂設した正座椅子本体 1 を、手提げ袋本体 2 に前記座板部 11 の上面を該手提げ袋本体 2 の底部 21 の内面に当接させて上下逆向きに嵌脱自在に収納して、前記正座椅子本体 1 の両脚板部 12、12 の間を主収納部 (A) に形成したうえ両脚板部 12、12 と手提げ袋本体 2 の胴部 22 との間を副収納部 (B)、(B) に形成した手提げ袋とするとともに、この手提げ袋を上下逆にして座板部 11 が当接した袋本体 2 の底部 21 の外面を座面とした正座椅子とする。

【選択図】 図 1



## 【実用新案登録請求の範囲】

## 【請求項 1】

長方形の座板部の下面に脚板部を該座板部の長手方向の対向する辺の内側に該辺との間に間隙を設けたうえ長手方向の中央部に位置するように垂設した正座椅子本体を、手提げ袋本体に前記座板部の上面を該手提げ袋本体の底部の内面に当接させて上下逆向きに嵌脱自在に収納して、前記正座椅子本体の両脚板部の間を主収納部に形成したうえ両脚板部と手提げ袋本体の胴部との間を副収納部に形成した手提げ袋とするとともに、この手提げ袋を上下逆にして座板部が当接した袋本体の底部の外面を座面とした正座椅子となるものとしたことを特徴とする手提げ袋兼用正座椅子。

## 【請求項 2】

手提げ袋本体の表裏を反転して何れも表地側として使用できるものとした請求項 1 に記載の手提げ袋兼用正座椅子。

## 【請求項 3】

手提げ袋本体の表裏を反転して何れも表地側として使用できるものとして、一方の表地側を法事等に相応しい柄よりなるものとした請求項 1 に記載の手提げ袋兼用正座椅子。

## 【請求項 4】

正座椅子本体の両脚板部の少なくとも一方に、ポケット部を着脱自在に取り付けた請求項 1 又は 2 又は 3 に記載の手提げ袋兼用正座椅子。

## 【考案の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本考案は、携行時には手提げ袋として使用できるうえ、お茶会、法事等において正座する必要がある場合に足への負担を軽減して正座を行えることのできる正座椅子ともなる手提げ袋兼用正座椅子に関するものである。

## 【背景技術】

## 【0002】

正座椅子が用意されていないお茶会、法事等の会場に出かける場合に、携行に便宜な正座椅子を兼ねる手提げ袋として、図 6 に示すような座部 101 を中央に形成したリング状の底枠部 102 と該底枠部 102 と同一形状の上枠部 103 を複数の柱材 104 で連結した正座用枠体 100 を、手提げ袋 200 内に収納して、携行時には手提げ袋として使用して、お茶席などでは上下を逆にして正座椅子として使用するものがある。(例えば、特許文献 1 参照)

## 【0003】

ところが、前記したものは、手提げ袋として使用する場合には収納部が正座用枠体 100 の内側の 1 箇所、小物を区分けして収納できる配慮がされていないものであり小物の出し入れに不便なものである。また、お茶会、法事等毎に相応しい柄のものを複数揃える必要もある。

【特許文献 1】実公昭 63 - 35630 号公報

## 【考案の開示】

## 【考案が解決しようとする課題】

## 【0004】

本考案は前記のような問題点を解決して、手提げ袋として使用する場合に小物を区分けして収納でき、また、お茶会や法事等の雰囲気異なった場所に合った柄に変更できる手提げ袋兼用正座椅子を提供することを目的として完成されたものである。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0005】

本考案の手提げ袋兼用正座椅子は、長方形の座板部の下面に脚板部を該座板部の長手方向の対向する辺の内側に該辺との間に間隙を設けたうえ長手方向の中央部に位置するように垂設した正座椅子本体を、手提げ袋本体に前記座板部の上面を該手提げ袋本体の底部の内面に当接させて上下逆向きに嵌脱自在に収納して、前記正座椅子本体の両脚板部の間

10

20

30

40

50

を主収納部に形成したうえ両脚板部と手提げ袋本体の胴部との間を副収納部に形成した手提げ袋に形成するとともに、この手提げ袋を上下逆にして座板部が当接した袋本体の底部の外面を座面とした正座椅子となるものとしたことを特徴とするものを基本の考案とする。

【0006】

そして、この考案において、手提げ袋本体の表裏を反転して何れも表地側として使用できるものとし、また、一方の表地側を法事等に相応しい柄よりなるものとしてもよい。さらに、正座椅子本体の両脚板部の少なくとも一方に、ポケット部を着脱自在に取り付けることが好ましいものである。

【考案の効果】

10

【0007】

前記のような本考案は、手提げ袋本体には嵌脱自在に収納した正座椅子本体が、長方形の座板部の下面に脚板部を該座板部の長手方向の対向する辺の内側に該辺との間に間隙を設けたうえ長手方向の中央部に位置するように垂設したものであるから、手提げ袋本体には両脚板部の間を主収納部に形成したうえ両脚板部と手提げ袋本体の胴部との間を副収納部に形成したものとなり、手提げ袋本体自体に加工を施すことなく、取り出し頻度の低い小物類を主収納部に、取り出し頻度の高く場所取ることのないティッシュペーパー、ハンカチ等を副収納部に区分けして収納できるものである。

【0008】

そして、正座椅子として使用する場合には、上下を逆にすれば座板部が当接した袋本体の底部の外面を座面とした正座椅子となるものである。この場合に正座椅子本体の脚板部が長方形の座板部の下面に長手方向の中央部に位置するように垂設したものであるから、脚板部の両側である座板部の長手方向の下方に足を入れる間隙を形成することができるものである。また、手提げ袋本体の胴部の上部を脚板部の間に折り込んで収めることができ体裁の良いものとなる。

20

【0009】

また、手提げ袋本体の表裏を反転して何れも表地側として使用できるものとするれば、正座椅子本体が手提げ袋本体に嵌脱自在であるので、正座椅子本体を外して手提げ袋本体の表裏を反転して会合に相応しい柄の表地で使用できるものである。特に一方の表地側を法事等に相応しい柄よりなるものとするれば、法事等で使用するものを別異に用意する必要もないものである。

30

【0010】

さらに、正座椅子本体の両脚板部の少なくともその一方に、ポケット部を着脱自在に取り付けられれば、貴重品等の収納に便宜なものとなる。

【考案を実施するための最良の形態】

【0011】

次に、本考案の好ましい実施の形態を図面に基づき説明する。

1は正座椅子本体であり、該正座椅子本体1は図1、図3及び図4に示すように長方形の座板部11の下面に脚板部12、12を前記座板部11の長手方向の対向する辺11a、11aの内側に該辺11a、11aとの間に間隙(s)を設けて長手方向の中央部に位置するように垂設したものである。

40

【0012】

2は手提げ袋本体であり、該手提げ袋本体2には前記正座椅子本体1が図1、図2に示すように座板部11の上面を該手提げ袋本体2の底部内面21に当接させて上下逆向きに嵌脱自在に収納されている。そして、前記正座椅子本体1の両脚板部12、12の間を主収納部(A)に形成したうえ両脚板部12、12と手提げ袋本体2の胴部22との間を副収納部(B)、(B)に形成している。

【0013】

また、前記手提げ袋本体2は表裏を反転して何れも表地側として使用できるものとしており、正座椅子本体1が手提げ袋本体2に嵌脱自在であるので、正座椅子本体1を外し

50

て手提げ袋本体 2 の表裏を反転すれば、会合に相応しい柄の表地で使用できるものである。特に一方の表地側を法事等に相応しい例えば黒色系統の無地や無彩色の柄ものような柄よりなるものとすれば、法事等で使用するものを別異に用意する必要もないものである。

【 0 0 1 4 】

さらに、図 5 に示すように正座椅子本体 1 の両脚板部 1 2、1 2 の少なくともその一方に、ポケット部 3 を背面に設けたゴムバンド、締結紐等の取付部材 3 1 により着脱自在に取り付けられ、貴重品等の収納に便宜なものとなる。

【 0 0 1 5 】

このように構成されたものは、手提げ袋本体 2 内は嵌脱自在に収納した正座椅子本体 1 が、長方形の座板部 1 1 の下面に脚板部 1 2、1 2 を該座板部 1 1 の長手方向の対向する辺 1 1 a、1 1 a の内側に該辺 1 1 a、1 1 a との間に間隙 ( s ) を設けて長手方向の中央部に位置するように垂設したものであるから、手提げ袋本体 2 内は長手方向においては区分けされることなく横方向において両脚板部 1 2、1 2 の間を主収納部 ( A ) に形成したうえ両脚板部 1 2、1 2 と手提げ袋本体 2 の胴部 2 2 との間を副収納部 ( B )、( B ) に形成したものとなる。

10

【 0 0 1 6 】

そうする、図 1、図 2 に示すようように手提げ袋本体 2 自体に加工を施すことなく、取り出し頻度の低い大き目の小物類を主収納部 ( A ) に、取り出し頻度の高く場所取ることのないティッシュペーパー、ハンカチ等を副収納部 ( B )、( B ) に区分けして収納できるものである。

20

【 0 0 1 7 】

そして、正座椅子として使用する場合には、上下逆にすれば図 3 に示すように座板部 1 1 が当接した手提げ袋本体 2 の底部 2 1 の外面を座面とした正座椅子となるものである。この場合に正座椅子本体 1 の脚板部 1 2、1 2 が長方形の座板部 1 1 の下面に長手方向の中央部に位置するように垂設したものであるので、脚板部 1 2、1 2 の両側である座板部 1 1 の長手方向の下方に足を入れる間隙を形成することができるものである。また、手提げ袋本体 2 の胴部 2 2 の上部を脚板部 1 2、1 2 の間に折り込んで収めることができ体裁の良いものとなる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 8 】

30

【 図 1 】 本考案の実施形態を示す斜視図。

【 図 2 】 本考案の実施形態を示す断面図。

【 図 3 】 本考案の実施形態を正座椅子として示す斜視図。

【 図 4 】 本考案の実施形態に使用する正座椅子本体を示す斜視図。

【 図 5 】 本考案の実施形態に使用する正座椅子本体にポケット部を取り付けて示す斜視図

。

【 図 6 】 従来例を示す一部切欠斜視図。

【 符号の説明 】

【 0 0 1 9 】

40

1 正座椅子本体

11 座板部

11a 座板部の長手方向の辺

12 脚板部

2 手提げ袋本体

21 手提げ袋本体の底部

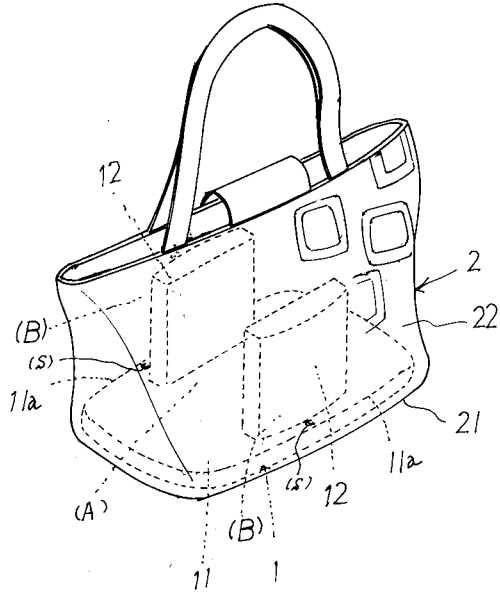
22 手提げ袋本体の胴部

s 間隙

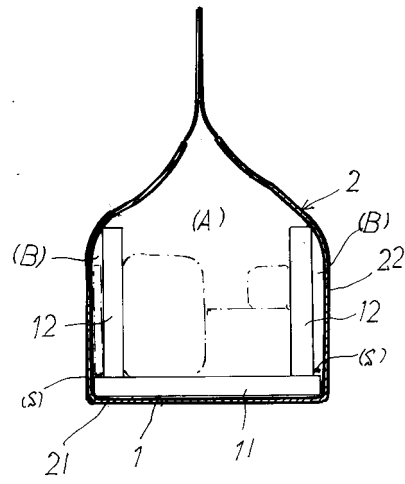
(A) 主収納部

(B) 副収納部

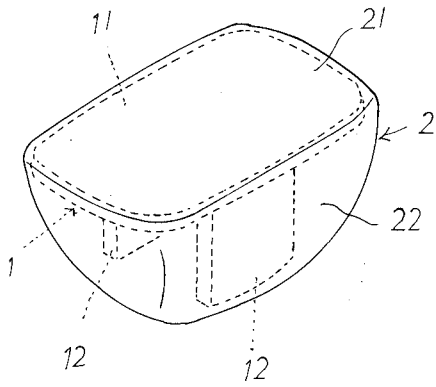
【 図 1 】



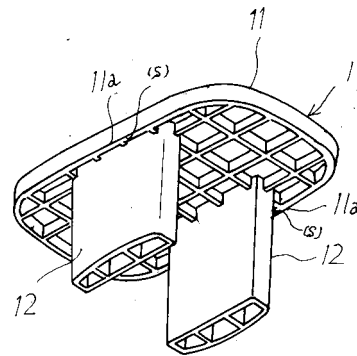
【 図 2 】



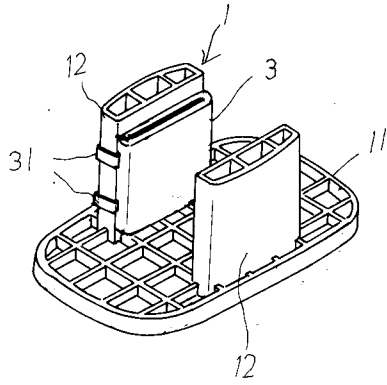
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

